平成２６年（フ）第３２２号
佐賀市紺屋町１番10号　オメガシティー208
債務者　木下　弘則
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
佐賀市高木瀬西５丁目１番４号　リゾートハイツ高木瀬203号
債務者　石橋　和博
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
佐賀県小城市三日月町長神田1323番地
債務者　工藤　誠喜
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
佐賀市東与賀町大字田中187番地３　サンリセスＢ201
債務者　七島　　孝
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
佐賀県鳥栖市鎗田町1606番地４
債務者　森田由希子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
大分県豊後大野市三重町秋葉93番地８
債務者　神田　　孝
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第１９号
大分県豊後大野市三重町秋葉27番地１
債務者　三浦　麻美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第３１２号
沖縄県那覇市牧志３丁目22番22号　コーポ並里402
債務者　國場理恵子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４９号
沖縄県南城市玉城字船越700番地　サンハイム新203号室
債務者　久米　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１７１２号
愛知県知多郡美浜町大字豊丘字中平井58番地２
債務者　濱島技研こと　濱島　準司
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２６号
神戸市中央区中島通４丁目１番16号　茜フラッツ301、従前の住所島根県出雲市小山町332番地１　つちえハイツＡ－１
債務者　齋藤美代子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３２号
神戸市兵庫区福原町30番11号　403、従前の住所神戸市兵庫区菊水町９丁目２番19号
債務者　宮城　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７０号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目８番28号
債務者　継田　繁雄
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
兵庫県尼崎市御園１丁目20番１－107号
債務者　郷原小百合
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１号
福岡県飯塚市横田457番地８　雇用促進住宅１－103、前住所福岡県飯塚市小正232番地15
債務者　阿津坂　聡
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３４９号
金沢市金石西４丁目５番３号、従前の住所金沢市直江北１丁目76番地
債務者　大西建設こと　大西　博敏
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３５０号
金沢市金石西４丁目５番３号、従前の住所金沢市直江北１丁目76番地
債務者　大西　信子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
金沢地方裁判所